

デイヴィッド・ヒュームの制度設計：政治対立の制度化

犬塚 元

東京大学社会科学研究所
Discussion Paper Series, J-144
2005年12月

<http://jww.iss.u-tokyo.ac.jp/discussion/>

本稿は、2005年度日本政治学会研究会（分科会1「制度設計の政治思想」）
(2005.10.1)における報告原稿である。

デイヴィッド・ヒュームの制度設計：政治対立の制度化

犬塚 元（日本学術振興会）

政治と対立は、いかなる関係にあるのか、あるべきか。政治学は対立という現象をどのように取り扱ってきたか、取り扱うべきか。この報告では、政治対立の制度化を試みたデイヴィッド・ヒューム（1711-1776）の「完全な共和国」論の分析を通じて、こうした問題を考えてみたい。同時にここで目指されるのは、ヒュームの議論の来歴を辿ることを手掛かりにして、ヒュームや18世紀思想史に止まらずにもう少し視野を広くとり、ヨーロッパにおける制度設計の政治思想をめぐる歴史の見取り図を提示することである。

1 はじめに：制度設計の政治思想史をめぐる

制度設計の政治思想は、これまで適切な扱いを受けてきたわけではない。政治思想史における制度設計論は、瑣末な技術論か現状追認論として遇されるのでなければ、その多くは、夢想的なユートピア論として、時に冷笑交じりに取り扱われてきたからである。ここにおいて制度設計の政治思想としてまず思い浮かべられたのは、プラトン『ポリテイア』、モア『ユートピア』、ハリントン『オセアナ共和国』といった著作であった。そして、こうした制度設計論の出色とみなされてきたのは、興味深いことに、政治権力の構成をめぐる狭義の政治制度（政治機構）の設計ではなく、むしろ経済・道徳・文化にかかわる社会制度の設計であった。実際、『ポリテイア』、『ユートピア』、『オセアナ』の制度設計には、カンパネラの『太陽の都』も含めて、私有財産の廃止ないしは財産の平等という共通点がある。

しかしここから、ヨーロッパ思想史においては私有財産を否定する思想潮流が脈々と継承され、このユートピア論の系譜が制度設計の政治思想史の主流を構成してきた、と推論すべきであろうか。今日においてむしろ問うべきは、以上の著作を制度設計の政治思想史の代表と見なす理解とは、19世紀・20世紀の政治思潮の影響のもと、ある特定の視点から政治思想史が構成された歴史的産物にすぎないのではないか、という問いである。つまり、19世紀・20世紀における理論的・政治的関心が、狭義の政治機構の様態ではなく、社会・経済制度の様態に着目して過去のテキストを読解するという態度をもたらしたのではないか¹。というのも、財産の取り扱いを根拠にして以上の3著作を一括りにするという理解は、歴史的に見て決して一般的なものではないからである。ヒュームは自らの「完全な共和国」案を披露するに先立ってまず、先行するこれまでの制度設計論としてまさしく『ポリテイア』、『ユートピア』、『オセアナ』の3冊を取り上げているが、彼の見るところ、『オセアナ』は、他の2冊とは全く性格を異にするも

¹ Henry Morleyの編集した『理想の共和国』というアンソロジーは、1885年の初版においてはプルタルコス「リュクルゴス伝」、モア『ユートピア』、ベイコン『ニュー・アトランティス』、カンパネラ『太陽の都』、ジョセフ・ホール『もう一つの、しかし同じ世界』を収め、1901年からは1988年版に至るまで、『ユートピア』、『太陽の都』、『ニュー・アトランティス』、『オセアナ』を収録している。

のであった。『ポリテイア』と『ユートピア』は全くの夢想の産物であるが、『オセアナ』は「これまで公表されたなかで唯一価値のある共和国のモデルである」²。ヒュームがこのように制度設計の政治思想史を2つに区分したのは何を意味するのだろうか。

結論を先取りするならば、ヨーロッパの制度設計の政治思想史のうちには、いわゆるユートピア論の系譜のみならず、比較政治制度論とも呼ぶべき制度分析を伴い、過去の政治制度をめぐる解釈・再解釈の重層的な蓄積を残しながら継続してきた議論の系譜が存在しているのである。ヒュームがハリントンの制度設計に見てとったのは、そうした、過去の具体的な制度の分析を踏まえた考察であった。ルネサンス以降の初期近代世界において、政治論の主たる素材を提供したのは古代世界（ヘブライ、ギリシア、ローマ）の政治制度や政治事件であり、それゆえに制度設計の政治思想史は、例えば、古代ユダヤのサンヘドリン(Sanhedrin)、スパルタのエフォロイ(Ephoroi)、ギリシアの先議の原則(Probouleusis)、あるいは古代の同盟や連邦などの、具体的な歴史上の諸制度を取り扱い、それらに解釈を与えながら種々の制度論を展開してきた。したがって、政治思想史における制度設計論について、いわゆるユートピア論の系譜とは異なった議論を取り上げるにあたって、仮に、統治者の数で区分する政体論や、直接民主政か間接民主政かという代表制の有無、といった事柄しか語りえないとするならば、それは、具体的な政治制度をめぐるこうした解釈の重層を等閑視しているからである。例えばモンテスキューにとっても、フェデラリストにとっても、その制度論の主たる素材は、古代世界の様々な政治制度や政治経験であったことに意識的であればならない。

2 ジェイムズ・ハリントンと二院制の系譜

こうした制度設計の政治思想史のうち、ヒュームが「完全な共和国の一案」(1752)を構想するにあたって選びとったのは、二院制の議論の系譜であった。この二院制について初期近代において議論を整理し、そしてヒュームが依拠することになったのは、ジェイムズ・ハリントン(1611-1677)の『オセアナ共和国』(1656)である。いや、古代から蓄積されていた種々の議論を、二院制の系譜という形でまとめ直したのがハリントンであった、というほうが正確である。

ハリントンが二院制の系譜として整理した系譜を追っていくと、対立という問題に辿りつく。ハリントンやヒュームを含め、ルネサンスから18世紀末に至る初期近代の政治思想家の多くは、古代の政治社会に対する評価の如何にかかわらず、古代の政治社会には対立(党派対立)が顕著であったと理解したが、その場合における対立とは何より、少数者と多数者の対立、(広義における)貴族と平民の対立のことであった。古代人史家を通じて例えば、マキアヴェッリ『リヴィウス論』³、ホッブズの『リヴァイアサン』⁴、ハリントン『オセアナ』、ヒューム「古代人口論」は、貴族と平

² 'Idea of a Perfect Commonwealth', in Eugene Miller (ed.), *Essays, Moral, Political, and Literary*, Indianapolis, 1987, 514. 『ポリテイア』と『ユートピア』は、「人間の習俗の巨大な変革を想定する」。

³ 第1巻冒頭、特に第6章。

⁴ 例えば第22章、第29章。

民が抗争を繰り返す古代世界を描き出している⁵。つまり、貴族と平民の対立というテーマを軸にして語られる議論の系譜が古代から脈々と存在したのである。翻ってみれば、アリストテレスの『政治学』は、支配者の数と支配の様態を基準にして政体を6つに分けるものであったが、しかしながら、このうち彼が中心的に論じるのは少数の富者の支配する寡頭政と多数の貧者の支配する民主政の2つであり、この少数者とこの多数者の対立こそがアリストテレスの描き出すギリシア世界の基調であった⁶。彼は、この階層対立のもたらす混乱と害悪を回避すべく、この2つの政体を折衷した政治制度を構想して、現実的にみて最善のこの政体を「ポリテイア（国制）」と名づけたが、よく知られるように、それは中間階層の政体と呼ぶべきものであった。ここでアリストテレスは、2つの階層をそれぞれ代表する政治機構を混合するというよりは、むしろ、貴族でも平民でもない中間の階層に期待したのである。つまりここでは貴族と平民の対立というテーマが、そのまま二院制の議論に直結しているわけではない⁷。

ところが、もちろんアリストテレスは、少数者の会議と多数者の会議からなる政治機構を知らなかったわけではない。全く逆である。中間階層の支配する「ポリテイア（国制）」についても、実際のところは、少数者の会議と多数者の会議（民会）とによる政治運営が想定されており、そればかりか、ギリシア世界に存在する種々の民主政においても、様々な形態で少数者と多数者の政治機構が組み合わされている、というのが彼の観察であった⁸。このことを端的に示すのは彼が残した『アテナイ人の国制』であり、ここには、アテナイ民主政といえども、民衆が一同に集まって決める、という以上の制度を所有していたことが記録されている。そこには先議の原則(probouleusis)が存在した。アテナイの民会はあくまで、500人評議会(boule)がまず先議して提案してきた議案を決議する機関だったのである⁹。

こうした政治機構をもつアテナイが、しかしながら、その後の時代においては、民会が全てを決定する民主政の代表として理解されていくようになったのに対して¹⁰、少数者の会議と多数者の会議という二院制の機関を、それぞれ貴族と平民という社会階層と関連づけた——あるいは少なくとも

⁵ ヒュームの同時代を生きた古代史家 Edward Spelman (d. 1767) は次のように記している。 ‘In all free Government there ever were, and ever will be Parties: We find that Sparta, Rome, Athens, and all the Greek Colonies in Asia Minor had their Aristocratical, and Democratical Parties; while the only Contest among the Subjects of the Kings of Persia was, who should be the greatest Slaves. The Truth is, different Understandings, different Educations, and different Attachments must necessarily produce different Ways of thinking every where; but these will shew themselves in free Government only, because there only they can shew themselves with Impunity. However, it was not the Existence of the two Parties I have mentioned, that destroyed the Liberties of any of those Cities, but the occasional Extinction of one of them, by the Superiority the other had gained over it.’ (A Frangment out of the Sixth Book of Polybius, 1747, v-vi). なお、政治社会内部の対立のみならず政治社会間の戦争についても、アリストテレス『政治学』第4巻第11章が典型的に示すように、貴族派と平民派の覇権争いとして説明することが可能であった。

⁶ 第4巻第4-6章、第5巻第1、3-9章、第6巻第1-7章。

⁷ 第4巻第7-13章。

⁸ 第4巻第14章。

⁹ 第43-49章。

¹⁰ Jennifer Roberts, *Athens on Trial*, Princeton, 1994. なお、『アテナイ人の国制』については初期近代の思想家は利用しえなかったことに注意すべきである。

も関連づけていたと理解されていった——政体がスパルタであった。プルタルコスは、先議権と拒否権をもつ元老院（長老会）と民会の二院からなるスパルタの政治機構を伝える¹¹。そしてこのスパルタこそは、古代から18世紀末にいたるまで、均衡された国制、あるいは穏健な貴族政として称賛的であった¹²。

このように、今日われわれはアリストテレスやプルタルコスを通じて、少数者の会議（評議会、元老院）の先議を原則とする古代の二院制の政治機構を知りうる。この二院制の政治機構は、実は、人文主義者モアの『ユートピア』——私有財産廃止や奢侈批判に注目が集まり、それに比して政治機構論に着目されることの少ない『ユートピア』——にすら流れ込んでいるのであるが¹³、初期近代のヨーロッパ世界において、古代の政治学者や政治制度に学ぶことを通じて、こうした二院制をめぐる議論を貴族と平民の対立をめぐる議論と統合して明快に整理し直した人物こそが、ハリントンであった。ハリントンは、だが、二院制を貴族と平民の階層対立の反映として理解することを拒否する。

ハリントンの制度設計の目指すのは「共和政」「民衆的な政府」だが、直接民主政はもとより、議会（民会）の一院制支配についても彼の容認するところではない。彼は、2人の少女によるケーキの分割という有名な比喩——ケーキを平等に分けるためには切る人と選ぶ人を区別しなければならない——を用いて、立法において討議と決議を区分する必要性を説く。それぞれの権限を担うのが元老院と民会である。この政治機構の設計の工夫によって、利己的たらしざるをえない人間から共通の利益——ケーキの平等な分割——を導き出すことが可能であり、ここにおいて対立の原因は消滅する、というのがハリントンの展望であった。つまりハリントンは二院制について、貴族による元老院、平民による民会というような、社会階層の対立を反映した政治機構ではなく、先議して討論をなす機関と最終的な決議をなす機関という形で、権限の違いによって定式する。そして、古代・近代の共和政の経験がこうした二院制の必要性を証明する。ハリントンの観点からは、スパルタの二院制は、元老院が世襲貴族によって構成されるのではなく、選挙によって選抜されるがゆえに卓越したものであったが（但し終身であるからヴェネツィアに劣る）、ローマ共和政の二院制が失敗に終わったのは、そもそもロムルスがローマに強固な世襲貴族階層を創出したからであった。ローマにおける貴族と平民の対立を肯定的に評価したマキアヴェッリは間違っており、二院制の原理を理解し損ねている。「罪なき人間からは構成されていないにもかかわらず」優れた二院制を維持しえたヴェネツィアは今日に至るまでの永続性を誇るが、

¹¹ 「リュクルゴス伝」第5-6節。

¹² Elizabeth Rawson, *The Spartan Tradition in European Thought*, Oxford, 1969.

¹³ 『ユートピア』における各都市の政治機構は、30家族から1年ごとに1名選出される syphogrant（総数200名）が構成する会議（Syphograntorum comitia）と、10名の syphogrant から1年ごとに1名ずつ選出される tranibar（総数20名）が構成する元老院（senatum）の二院を中核とする。法案は、まずは前者の会議に提起されて、そののち元老院に提案される。『ユートピア』が二院制を採用していると判断してテキストを理解するのは、Edward Surtz と J. H. Hexter による全集版（New Heaven, 1965）と、George Logan と Robert Adams の英訳版（Cambridge, 2002）である。モアの制度設計をハリントンおよびヒュームの制度設計（後掲図1、図2）と対比されたい。

ローマ共和政はこの制度をないがしろにしたがため崩壊したのである¹⁴。こうしてハリントンは、二院制によって2つの階層の均衡が保たれるというのではなく、階層対立のそもそもの原因が除去されるという具合に二院制の構成原理を組み替えた。つまり、この制度の作用によって対立点が消滅する、というのである。

そして、このように古代の政治学に学んだ成果を二院制の制度設計として結実させたハリントんに倣ったヒュームの「完全な共和国」案は、二院制立法機関を中核とする混合政体という国制の基本構造については、ハリントンの構想をそのまま継承している。ヒュームは、一院制の共和国（民会一院制）は騒乱や党派対立に陥りやすいとの理解をハリントンと共有し、二院制の制度設計の方針が正しいことを承認する。「全ての自由な政府は、少数者と多数者の、別言すれば元老院と民衆の2つの会議から構成されねばならない。ハリントンが言うように、元老院がなければ民衆は知恵を欠き、元老院は民衆がなければ誠実さを欠くであろう」¹⁵。利己的たらしめるをえない人間を共存させるために、人間の改造ではなくあくまで政治機構の構成に知恵を絞り、少数者の会議（元老院）と多数者の会議（民会）からなる二院制の立法機構を用意すべきなのである。

ところが、こうしてオセアナを自らの制度設計の土台としたものの、ヒュームは、ハリントンの制度設計の欠陥を指摘して、修正を加える。ヒュームの批判は、オセアナの二院制の具体的設計は適切ではない、農地法（土地均分法）と官職輪番制によって党派対立を封じ込めることは不可能である、の2点であった。

まず前者につきヒュームは、二院制を採用するのはよいにせよ、オセアナの二院制の設計には欠陥があり、実際には一方の会議が優越してしまう、これでは自由を保証することは出来ない、と判断する。ヒュームの批判は、討議と決議の時間的な先後関係が、そのまま権限の優劣関係に直結しているという指摘である。元老院が法案を討議して、その後に民会に提案してその決議に委ねることは、実は立法手続きそのものを開始する裁量が元老院に存在することと同義ではないか。つまり、元老院の先議権が容易にそのヘゲモニーに転化するオセアナ共和国では、「全ての立法権が元老院に帰属する」¹⁶。

ハリントンは民衆議会の混乱を危惧するあまり、逆の難点を呼び込んでしまったのである。ヒュームの見るところ、確かにハリントンが指摘したように、民衆を民会に多数集めて討議させてもただ無秩序を生むだけである。しかし、かといってハリントンのように討議と決議を区別して、民会から討議する権限を奪うならば、元老院の暴政が生まれる。「民衆を代表する例えば1000人からなる巨大な会議は、もし討議を許されれば無秩序に陥ってしまうであろう。もし討議を許されなければ、元老院が彼らに対する拒否権、しかも決議する以前に発動されるという最悪の種類拒否権をもつ」¹⁷。つまり、民会が討議する

¹⁴ *The Commonwealth of Oceana*, in John Pocock (ed.), *The Commonwealth of Oceana and A System of Politics*, Cambridge, 1992, 8-9, 22-25, 29, 33, 37-38, 74, 149-63, 218.

¹⁵ 'Perfect Commonwealth', 522-23. ハリントンは、元老院が「知恵」を代表し、民会は共和国の「利益」を代表するとした (*Oceana*, 24)。

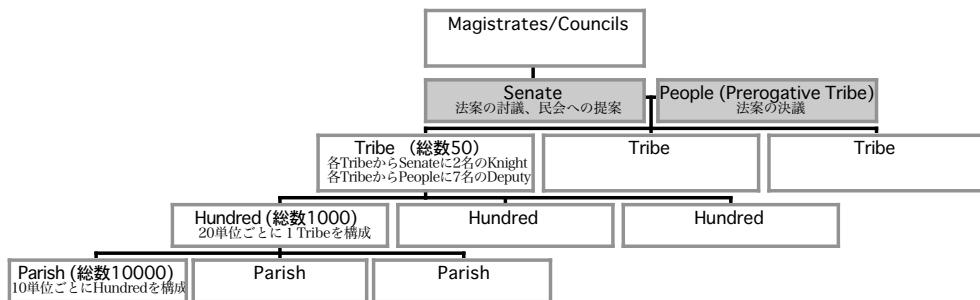
¹⁶ 'Perfect Commonwealth', 515-16.

¹⁷ 'Perfect Commonwealth', 523.

案を採用しても、討議しない案を採用しても、いずれにせよ陥穽が待ちかまえているようである。

しかし、このアポリアらしきものは、制度設計の工夫によって、実は「全くもって簡単に解決できる」。ハリントンの共和国案に既にある素材を活用して民会の制度に修正を加えれば、民会においても平和裡に討議が可能となる。ハリントンは共和国の最小の政治単位を教区とし、ここから選挙を通じて上位集団に代表を送ることを積み重ねた結果、共和国中央において元老院と民会が構成されるとした（図1）。

図1 オセアナ共和国の政治機構

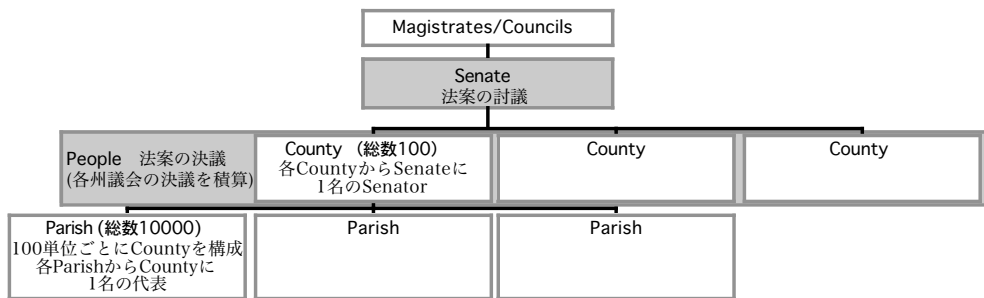


ヒュームも共和国のこの
ような重層的な構造を自
らの共和国案で採用する。
「完全な共和国」は小さ
いほうから順に、教区、
100 の教区からなる州、
100 の州からなる共和国
という構造を採るが、こ

こでヒュームは、共和国が州の連合であることを利用して二院制を組み替えるのである。民会の構成にお
いて彼はハリントンの案から外れ、民会を中央に一元化するのでなく 100 の州議会に分割する。それは多
数の議員から構成されな

がらも、それを一箇所に
結集しない民会である
(図2)。「民衆を多くの
別々の集団に分割せよ。
そうすれば、彼らは安全
に討議するだろうし、全
ての不具合は阻止される
であろう」。元老院が提

図2 「完全な共和国」の政治機構 (1)



案した法案は州議会ごとに討議・決議され、各州議会の賛否の積算の結果として民会の意思表示がなされ
る¹⁸。このようにヒュームは、二院制の共和国の構想をハリントンから引き継ぎつつも、オセアナの二院
制の難点をさらなる政治機構の工夫で修正した。「完全な共和国」をオランダになぞらえることが示すよ
うに、ヒュームがここで加えて利用したのは、連邦制の制度設計の議論の系譜であった¹⁹。

3 対立をどう扱うべきか:「平等な共和国」と「対立者の会議」

このように、ハリントンが古代からの議論の蓄積を二院制の議論として整理したことを活用し
て、ヒュームは、二院制を自らの共和国の制度設計に組み込んだ。ところが彼は、一方の会議の構

¹⁸ 'Perfect Commonwealth', 516-17, 522-23, 525, 647.

¹⁹ ヒュームは各州を小さな共和国としたうえで、共和国全体をオランダになぞらえる (520, 525-26)。つまり「完全な共和国」案は、ヴェネツィア型のオセアナ共和国に、オランダ型の連邦制の契機を組み込むものである。

成の修正といった部分的修正にとどまらない、もっと抜本的な修正をハリントンの構想に加えている。というのも、ハリントンがそもそも二院制立法機構の導入によって目指したのは、対立の制度化ではなく、前述のように、むしろその逆だったからである。内乱と党派対立に苦慮したハリントンは、共和国内部の政治対立を避けるために「平等な共和国」を構想する。平等であれば対立は生じようがないであろう、というのである。ハリントンにとって二院制は、官職輪番制や農地法とともに平等を保障して、対立の発生をそもその根源から防ぐためのものであった。彼は、これまでの幾多の共和政の制度設計を「平等」か否かという軸を導入して整理・評価したうえで、自らのプランを示している²⁰。

しかし、ヒュームはこの点についてハリントンの構想から離脱する。これがヒュームのオセアナ批判の第2の点であった。確かにヒュームは、オセアナを唯一無二の制度設計として絶賛する。共和国を構想するにあたって第一に知恵を絞るべきは党派対立をめぐる問題であり、これに対しては道徳の改善を訴えるのではなく、民会一院制に難点があるとみて二院制の政治機構を用意する。ここまではよい。ところがヒュームは、それでも対立を完全に廃絶することは不可能であり、むしろ正規の政治機構のうちにそれを適切な形態で表現する制度設計こそが必要だ、対立を飼いならしてその悪しき側面を殺ぎ、良き側面を活かしてはどうか、と考えるのである。全ての対立が内乱を惹起するわけではないし、対立は自由や活力とも関連するからである。ここには、党派対立をめぐる2人の認識の相違が反映している。ハリントンは党派対立を生み出す諸原因の制度的除去を目指し、それが十分に実現可能であると考えたが、ヒュームは、党派対立にそもそもそのような対応が可能だとは考えない。

ヒュームの見るところ、人間はその本性からして党派的に対立しがちな存在である²¹。しかも、「自由な政府」においては——つまり二院制など複数の政治機構からなる多元的な混合政体の政府では——党派対立はなおさらに避けがたい。それは「われわれの混合政府」に典型的に見られるとおりである。「われわれの国制のまさに本性のなかに内包されている、原理に基づく政党対立が存在する。この政党は適切にもコート政党、カントリ政党と呼ばれている」²²。「自由な政府」には、いわば、その組織原理のうちに対立の原因が内在しているのである。ヒュームは英国の経験をもとにして、政治機構上における君主と議会(庶民院)の対立に対応するように、政権側とその批判勢力という2つの党派の対立は避けがたい、とみなしている。そして、「政党の区分全てを除去することは、自由な政府においては不可能であろうし、おそらくは望ましくないだろう」²³。

こうしたうえで、18世紀の地点から英国史を見通すヒュームは、内乱の時代のただなかを生きて党派対立を敵視したハリントンとは異なった評価を下すに至る。「コートとカントリの両政党の対立はそれ[=1621年]以後続いているが、これはしばしば統治の全面的崩壊の脅威をもたらしたものの、統治の永続

²⁰ Arihiro Fukuda, *Sovereignty and the Sword*, Oxford, 1997, ch. 7.

²¹ 'Of Parties in general', in *Essays*, 56-58.

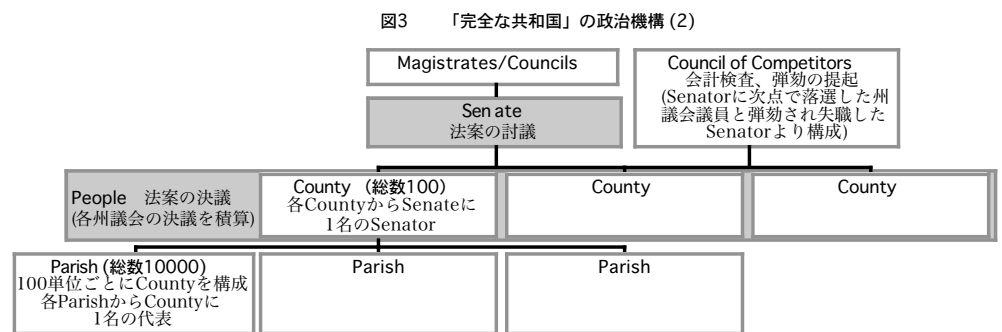
²² 'Of the Parties of Great Britain', in *Essays*, 65; *The History of England*, William Todd (ed.), Indianapolis, 1983, vol. VI, 375-76.

²³ 'Of Parties in general', 59; 'Of Coalition of Parties', in *Essays*, 493-94.

的な生命と活力の真の原因である」²⁴。ヒュームは党派対立に対して両義的な態度を採る。党派対立が「統治の全面的崩壊」をもたらすような、あるいは敵対者の生命や財産を奪うような激烈なものへと変貌しないのであれば、対立のダイナミズムは積極的に評価することができる。確かに、17世紀イングランドにおける政治対立は「あまりに暴力的」であり、決して容認しうるものではなかったが、「あまりに安定して不変の政府はほとんど自由でないのと同じように、ある人の判断によれば、もう一つの大きな欠陥を伴っている。そうした政府は人間の活動的な諸力を弱め、勇気や創意や才能を抑圧し、民衆の中に広く無気力を生み出す」²⁵。

いまやヒュームにとって課題は、党派対立を穏和な形態のものへと飼いならすことである。「完全な共和国」案では、そのための政治機構論からの解答が用意される²⁶。ヒュームは、オセアナの農地法や輪番制の案についてはあっさり却下して、それに代わるオリジナルのプログラムを提示する。それこそが、落選議員が構成する「対立者の会議 (the court of competitors)」の構想であった。これは、党派対立を政治機構のなかに取り込んで破壊性を除去すると同時に、対立の効用を活用するための制度設計である。

元老院議員を選出するために各州議会で行われる互選選挙（定数1）において、1/3以上の票を得ながらも次点で落選した州議会議員（および元老院で弾劾され失職した元老院議員）は、共和国中央において「対立者の会議」を構成する。すなわち、中央の元老院と州（地



²⁴ *History of England*, vol. V, 556.

²⁵ *History of England*, vol. VI, 530-31 (『イングランド史』のこの部分については、池田和央氏・壽里竜氏と共同して行った日本語訳がある。「ヒューム『イングランド史』抄訳(2) 第71章末尾小括『経済論集(関西大学)』, 第55巻第1号, 2005, 167-90)。ヒュームがここで対立の効用を論じるにあたって言及した「ある人」が誰かはテキストが語る限りにおいて不明だが、ヒュームは、ローマ共和政における貴族と平民の対立を肯定的に評価したマキアヴェッリの『リヴィウス論』に親しみ、そしてこれを高く評価していた。それは「確実に、偉大な判断力と天才の作品」である(‘Of the Balance of Power’, in *Essays*, 634)。ヒュームの議論に先立ち、18世紀英国で徐々に見られるようになっていた党派対立を容認する議論においては、マキアヴェッリの『リヴィウス論』のローマ史解釈——共和政ローマでは貴族と平民が対立していたからこそ自由と版図拡大がもたらされた——に依拠しながら対立の効用が語られていた(Walter Moyle, *An Essay upon the Constitution of the Roman Government*, in Caroline Robbins (ed.), *Two English Republican Tracts*, Cambridge, 1969, 246-47; Thomas Gordon, *The Conspirators; Or, The Case of Catiline, Part II*, London, 1721, 9-12; *The Opposition*, London, 1755, 3-12)。ところが、前述のように、マキアヴェッリのこのローマ史解釈こそは、まさしくハリントンが『オセアナ』で論駁を目指した解釈であった。すなわち、対立というテーマについて、マキアヴェッリをハリントンが批判し、そのハリントンをヒュームが批判するという構図である。いずれの場合も、その思想家を高く評価すればこそその厳しい批判であった。

²⁶ そのほかヒュームは、対立する党派の主張を吟味・検討して、相互の主張がさほど離れていないことを示すという作業によって党派対立の穏和化を目指した。有名な「原始契約について」「受動的服従について」を含む4つの連続した論考が、その作業の代表である。

方)の間、ないしは州内部に潜在的に存在する対立、あるいは元老院内部の対立は、元老院と「対立者の会議」の対立として整理されたうえで制度的表現が与えられるのである(図3)。つまりこの制度設計は、政権に批判的な勢力を「対立者の会議」に結集することを通じて、その存在や活動を正規の政治機構のなかに取り込むと同時に、政治世界における対立を中央政府における政権勢力と反対勢力との二元的な対立に整理するものである。この「対立者の会議」は、「共和国における権力をもたない」ものの、会計検査する権限と元老院や州に対して弾劾案を提起する権限をもつ。対立を活用して政治機構そのもののなかに政治権力の監視役が用意されるのである。元老院のライヴァルたるこの会議は、「元老院議員にとっては不利なあらゆる有利な状況を利用することであろう」²⁷。

このようにヒュームは、党派対立の発生を予め除去するのではなくその穏和化と活用を目指し、それを政治機構の制度設計によって達成しようとした。その結果、彼は対立——しかも貴族と平民の対立などの階層対立とは論理的に区別される対立——を政治機構の次元に包摂しえたのである。こうしてオセアナの制度設計を土台としつつもその欠陥を修正した「完全な共和国」案は、ヒューム自身の評価によれば、「理論において大きな反論を見いだせない」共和国案であった²⁸。

4 おわりに:ヨーロッパ政治思想史における「完全な共和国」の位置

ヒュームはこのように対立を政治機構のなかに格納したが、制度設計の政治思想史上において彼のこの制度設計が画期をなすのは、ここに制度化された対立が、社会階層の対立とは切断されている点である。これは実に、ヒュームが、階層対立や党派対立を回避すべく理論構成したハリントンの学んだことに由来している。

ハリントンが古代世界に顕著であった——とされていた——貴族と平民の対立を素材にして自らの理論を構築した一方で、初期近代のヨーロッパ世界には、これとは異なるもう一つの対立をめぐる議論の系譜が存在した。それは、王と貴族の対立をめぐる議論の系譜である。古代ギリシア・ローマよりは、むしろゲルマン人の社会を引照してタキトゥスをひもときながら²⁹、王権を制限すべく、フランソワ・オットマンやモンテスキューや、あるいは18世紀英国のいわゆるネオ・ハリントンニアンが提唱したのは、貴族という社会階層を活用した政治権力の抑制であった。ここでは、社会階層の相異を利用して政治空間に多元性を調達することを通じて、政治権力の暴走を抑制するものの確保が目指される。こうした王と貴族の対立をめぐる議論の系譜とは、これまで制限王政や立憲主義の系譜とみなされてきたものである。

これに対して、リパブリカンであるハリントンが強い関心を抱いたのは、王なき政治社会における貴族と平民の対立という問題であった。そして、二院制を貴族と平民の対立の制度的表現では

²⁷ 'Perfect Commonwealth', 519-20, 524.

²⁸ 'Perfect Commonwealth', 516. ヒュームのこの制度設計がフェデラリストに及ぼした影響については、状況証拠であることは否めないが、Douglass Adair, '“That Politics may be reduced to a Science” : David Hume, James Madison, and the Tenth Federalist', in his *Fame and the Founding Fathers*, Indianapolis, 1998 が代表的研究である。

²⁹ もちろん、古代ギリシア・ローマの政治機構を持ち出すこともありえた。2人の王の権力を抑制するために設けられた——とプルタルコスが伝える——スパルタのエフォロイがその代表である。

なく、この階層対立の回避策とみなして制度設計したハリントンは、二つの会議を討議と決議という権限の観点から定式化して、それぞれの会議の選出集団を異なった階層とすることはなかった。つまり彼は、二院制（そして混合政体）を脱階層化・脱党派化して再定式したのである。しかしながら、ハリントンの制度設計は対立を徹底的に排除するものであり、オセアナ共和国において政治対立に与えられる場所は存在しない。これに対してヒュームは、階層対立とは切り離された多面的な政治機構をハリントンに学んだうえで、政治対立を政治機構のうちに取り込んだのである。そこに表現された対立は、政権に与するか敵対するかという軸の政治対立であった。

ヒュームの後の時代、19世紀から20世紀には、政治空間における対立の制度化にあたっては、複数の政党を正規の制度の一部とみなして政治制度のうちに取り込んでいく方法が主流となっていく。こうしてみると、ヒュームの制度設計は、政治対立を社会階層や政党という道具立てを用いずに取り扱う一つの方法を示しており、実は非常に特異な性質の議論なのである³⁰。

(いぬづか・はじめ hume@mac.com)

³⁰ なお、ヒュームの政治思想の全体像をめぐる私の理解については、拙著『デイヴィッド・ヒュームの政治学』（東京大学出版会、2004）をご参照ください。